

申告は3月15日まで

新型コロナウイルス感染防止のため、原則、郵送での申告を



税の申告受付が始まります

☎市民税・都民税について＝市民税課☎724・2114、2115／所得税、贈与税、消費税について＝町田税務署☎728・7211／事業税について＝八王子都税事務所個人事業税係☎042・644・1111

市民税・都民税（個人住民税）の申告

▶申告が必要な方

2023年1月1日現在、町田市に住所がある方は原則、申告が必要です。ただし、次に該当する方は申告の必要はありません。

- ①所得税の確定申告をする方
- ②「給与収入のみ」「公的年金等の収入のみ」またはその両方の収入のみがある方で、「給与支払者」「公的年金等支払者」から市役所へ支払報告のある方（源泉徴収票に記載のない控除は申告が必要）
- ③市内在住の方の「同一生計配偶者」または「扶養親族」となる方（ただし、収入がある場合で上記①②に該当しない方は、申告が必要）

【ご注意を】

- 上記①～③に該当しない方は、収入がなかった場合（非課税所得のみの場合も含む）でも申告が必要です。
- 確定申告をしても事業所から給与支払報告書の提出がない場合は、本人へ資料の提出を求めることがあります。

▶申告に必要なもの

- ①申告書（令和5年度 市民税・都民税申告書）
 - ②番号確認書類：マイナンバーカード、通知カード（氏名・住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限る）等
 - ③身元確認書類：マイナンバーカード、運転免許証、障害者手帳（身体・精神）、愛の手帳、健康保険証、年金手帳等のうち1点。または、住民票の写し、国税・地方税・公共料金の領収書等のうち2点
 - ④源泉徴収票等の前年中の収入を証明できる書類
 - ⑤各種控除を証明できる書類（医療費控除の明細書等）
 - ⑥税務署や税理士無料相談会で確定申告書に「地方税連絡用」のスタンプを押印され、その内容を市に申告する場合は、その確定申告書と添付書類
- ※代理人が申請する場合は、本人の署名がある委任状、市が発行した本人の氏名が印字された市民税・都民税申告書等が必要です。
- ※④～⑥は該当する方のみ必要です。
- ※詳細は「令和5年度申告書の書き方と添付・提示書類」（市HP〔上記二次元コード〕でダウンロード）をご覧ください。



▶申告方法 郵送での申告にご協力ください

【郵送での申告】

申告書（昨年申告した方には**2月上旬**に郵送、市HPでダウンロードも可）に必要事項を記入し、添付書類等（写しでも可）を同封のうえ、郵送で市民税課へ。

※記入方法が分からず記入していない項目がある場合でも、必要な添付書類がそろっていれば受け付けます。

※郵送の際、受け付けの控えを希望する場合は、返信用封筒（切手を貼付し、申告者の宛先が記載されたもの）を同封してください。

【会場での申告】

2月8日から受け付けます。入場の際に整理券を配布します。混雑時は入場をお断りする場合があります。

市民税・都民税申告 受付日程

会場	期間・期日	受付時間
みんなの広場（市庁舎1階）	2月8日(水)～3月15日(水) ※土・日曜日、祝日を除く	午前9時～午後4時
市民税課（市庁舎2階、205窓口）	2月19日(日)、26日(日)	
南市民センターホール	2月9日(木)	午前9時30分～11時30分、午後1時～3時30分
忠生市民センターホール	2月14日(火)	
小山市民センターホール	2月16日(木)	
鶴川市民センターホール	2月21日(火)	
堺市民センターホール	2月28日(火)	
なるせ駅前市民センターホール	3月2日(木)	

※市庁舎以外の会場では午前中の受け付けが混雑した場合、午後の受け付けになることがあります。添付書類は申告書類に貼らずにお持ちください。各会場には税務署職員がいないため、確定申告の相談はできません。市庁舎以外の会場への車での来場はご遠慮ください。日曜日に市庁舎へおいでの際は、南出入口からお入りください。

【申告は3月15日までです】

申告が遅れると、1回当たりの納付額が増える、市民税・都民税の課税・非課税証明書等の交付ができない、上場株式等の譲渡所得等・配当所得等について課税方式を選択できない、国民健康保険税の軽減が受けられないなどの場合があります。

【配偶者控除の改正に伴う申告】

2019年度から、前年の合計所得が1000万円を超えている方が確定申告等をしていない場合には、市では「同一生計配偶者」の情報を把握できないため、本人または配偶者の方の申告が必要になる場合があります。

【上場株式等の譲渡所得等・配当所得等に係る課税方式】

所得税と市民税・都民税で異なる課税方式を選択する場合は、3月15日までに確定申告書第二表の記載欄で選択いただくか、確定申告書とは別に市民税・都民税申告書（上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の課税方式選択用）の提出が必要です。

【確定申告書第二表「住民税に関する事項」の記入】

確定申告書を提出する方が、配当割額控除や株式等譲渡所得割額控除の適用を受けるためには、確定申告書第二表「住民税に関する事項」の記入が必要です（上場株式等の譲渡所得等・配当所得等を申告しないことを選択した場合は、記入の有無にかかわらず適用されません）。また、ふるさと納税等による寄附金税額控除の適用を受ける場合も、確定申告書第二表「住民税に関する事項」の記入が必要です。

※確定申告書の提出により、ふるさと納税ワンストップ特例の申請が無効となるため、寄附金控除を申告する必要があります。

【複数の事業所から給与を受給されている方】

2か所以上の事業所から給与の支払いを受けている方は、原則として前年特別徴収を行った事業所で特別徴収が行われ、前年特別徴収を行った事業所がない場合は、給与の支払金額が一番多い事業所で行うことになります。主たる給与を受けている事業所の指定を希望する方は、特別徴収を行う事業所を記入した「市民税・都民税申告書」を提出する必要があります。

【給与の他にも所得がある方】

給与以外の所得に係る個人住民税について、個人で納付する普通徴収を希望する方は、「確定申告書」または「市民税・都民税申告書」に普通徴収を希望する旨を記入する必要があります。

※この申告は毎年必要です。

【2022年度市民税申告がまだの方】

2022年1月1日に町田市にお住まいの方は、町田市市税条例第25条の規定により、2021年中の収入状況等について市民税・都民税の申告が必要です。お早めにご提出ください。

町田税務署からのお知らせ

【税理士による無料申告相談は事前申込制です】

混雑回避のため、オンラインまたは電話による事前申込をお願いします。

☎事前申込サイト（右記二次元コード）で申し込みいただくか、電話で事前申込専用番号（☎03・6634・5313、受付時間＝月～金曜日の午前9時～午後5時）へ。

※税務署・市役所・税理士会及び各会場施設での電話申込は受け付けていません。電話が大変混み合う可能性がありますので、オンラインによる事前申込の利用をご検討ください。



税理士による無料申告相談日程

会場	期日	受付時間
堺市民センター	1月25日(水)、26日(木)	午前9時30分～11時30分、午後1時～4時（事前申込制）
鶴川市民センター	1月27日(金)、30日(月)、31日(火)	
忠生市民センター	2月1日(水)、2日(木)	
南市民センター	2月3日(金)、6日(月)、7日(火)	

※年金受給者並びに給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告書を作成し提出できます（住宅ローン控除を新規で受ける方、配当所得のある方、土地建物及び株式などの譲渡所得がある方は相談対象外）／相談時間は30分程度です。30分を超えるような相談内容は対応できません。来場の際は、前年の申告書等控えや源泉徴収票等の申告に必要な書類、筆記具、計算器具及びマイナンバーに係る本人確認書類（マイナンバーカードまたは通知カード等の番号確認書類及び運転免許証等の身元確認書類）の写し等を持参してください。